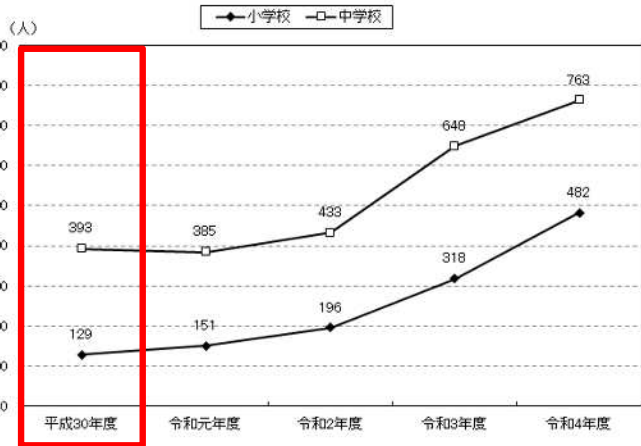
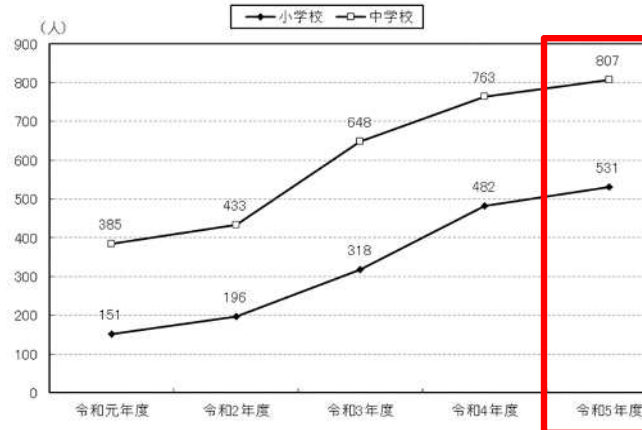


葛飾区子ども・若者総合計画（素案）からの主な変更点について

(前回会議からの変更点のみ掲載)

No	ページ	項目	変更前	変更後																																																										
1	4	計画の位置付け	<table><thead><tr><th>法 律 名</th><th>条 項</th><th>計 画</th></tr></thead><tbody><tr><td>こども基本法</td><td>第10条第2項</td><td>市町村こども計画</td></tr><tr><td>子ども・若者育成支援推進法</td><td>第9条第2項</td><td>市町村子ども・若者計画</td></tr><tr><td>こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律</td><td>第10条第2項</td><td>市町村計画</td></tr><tr><td>子ども・子育て支援法</td><td>第61条第1項</td><td>市町村子ども・子育て支援事業計画</td></tr><tr><td>次世代育成支援対策推進法</td><td>第8条第1項</td><td>市町村行動計画</td></tr><tr><td>児童福祉法</td><td>第56条の4の2第1項</td><td>市町村整備計画</td></tr></tbody></table> 葛飾区子ども・若者総合計画 <table><thead><tr><th>区 の 計 画 等</th></tr></thead><tbody><tr><td>葛飾区基本構想</td></tr><tr><td>葛飾区基本計画</td></tr><tr><td>葛飾区子どもの権利条例</td></tr><tr><td>葛飾区子ども・若者基本構想</td></tr><tr><td>葛飾区地域福祉計画</td></tr><tr><td>葛飾区SDGs推進計画</td></tr><tr><td>その他の行政計画（仮称）葛飾区社会的養育推進計画や（仮称）第3次かつしか健康実現プランなど）</td></tr></tbody></table>	法 律 名	条 項	計 画	こども基本法	第10条第2項	市町村こども計画	子ども・若者育成支援推進法	第9条第2項	市町村子ども・若者計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	第10条第2項	市町村計画	子ども・子育て支援法	第61条第1項	市町村子ども・子育て支援事業計画	次世代育成支援対策推進法	第8条第1項	市町村行動計画	児童福祉法	第56条の4の2第1項	市町村整備計画	区 の 計 画 等	葛飾区基本構想	葛飾区基本計画	葛飾区子どもの権利条例	葛飾区子ども・若者基本構想	葛飾区地域福祉計画	葛飾区SDGs推進計画	その他の行政計画（仮称）葛飾区社会的養育推進計画や（仮称）第3次かつしか健康実現プランなど）	<table><thead><tr><th>法 律 名</th><th>条 項</th><th>計 画</th></tr></thead><tbody><tr><td>こども基本法</td><td>第10条第2項</td><td>市町村こども計画</td></tr><tr><td>子ども・若者育成支援推進法</td><td>第9条第2項</td><td>市町村子ども・若者計画</td></tr><tr><td>こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律</td><td>第10条第2項</td><td>市町村計画</td></tr><tr><td>子ども・子育て支援法</td><td>第61条第1項</td><td>市町村子ども・子育て支援事業計画</td></tr><tr><td>次世代育成支援対策推進法</td><td>第8条第1項</td><td>市町村行動計画</td></tr><tr><td>児童福祉法</td><td>第56条の4の2第1項</td><td>市町村整備計画</td></tr></tbody></table> 葛飾区子ども・若者総合計画 <table><thead><tr><th>区 の 計 画 等</th></tr></thead><tbody><tr><td>葛飾区基本構想</td></tr><tr><td>葛飾区基本計画</td></tr><tr><td>葛飾区子どもの権利条例</td></tr><tr><td>葛飾区子ども・若者基本構想</td></tr><tr><td>葛飾区地域福祉計画</td></tr><tr><td>葛飾区SDGs推進計画</td></tr><tr><td>その他の行政計画（葛飾区社会的養育推進計画や第3次かつしか健康実現プランなど）</td></tr></tbody></table>	法 律 名	条 項	計 画	こども基本法	第10条第2項	市町村こども計画	子ども・若者育成支援推進法	第9条第2項	市町村子ども・若者計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	第10条第2項	市町村計画	子ども・子育て支援法	第61条第1項	市町村子ども・子育て支援事業計画	次世代育成支援対策推進法	第8条第1項	市町村行動計画	児童福祉法	第56条の4の2第1項	市町村整備計画	区 の 計 画 等	葛飾区基本構想	葛飾区基本計画	葛飾区子どもの権利条例	葛飾区子ども・若者基本構想	葛飾区地域福祉計画	葛飾区SDGs推進計画	その他の行政計画（葛飾区社会的養育推進計画や第3次かつしか健康実現プランなど）
法 律 名	条 項	計 画																																																												
こども基本法	第10条第2項	市町村こども計画																																																												
子ども・若者育成支援推進法	第9条第2項	市町村子ども・若者計画																																																												
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	第10条第2項	市町村計画																																																												
子ども・子育て支援法	第61条第1項	市町村子ども・子育て支援事業計画																																																												
次世代育成支援対策推進法	第8条第1項	市町村行動計画																																																												
児童福祉法	第56条の4の2第1項	市町村整備計画																																																												
区 の 計 画 等																																																														
葛飾区基本構想																																																														
葛飾区基本計画																																																														
葛飾区子どもの権利条例																																																														
葛飾区子ども・若者基本構想																																																														
葛飾区地域福祉計画																																																														
葛飾区SDGs推進計画																																																														
その他の行政計画（仮称）葛飾区社会的養育推進計画や（仮称）第3次かつしか健康実現プランなど）																																																														
法 律 名	条 項	計 画																																																												
こども基本法	第10条第2項	市町村こども計画																																																												
子ども・若者育成支援推進法	第9条第2項	市町村子ども・若者計画																																																												
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	第10条第2項	市町村計画																																																												
子ども・子育て支援法	第61条第1項	市町村子ども・子育て支援事業計画																																																												
次世代育成支援対策推進法	第8条第1項	市町村行動計画																																																												
児童福祉法	第56条の4の2第1項	市町村整備計画																																																												
区 の 計 画 等																																																														
葛飾区基本構想																																																														
葛飾区基本計画																																																														
葛飾区子どもの権利条例																																																														
葛飾区子ども・若者基本構想																																																														
葛飾区地域福祉計画																																																														
葛飾区SDGs推進計画																																																														
その他の行政計画（葛飾区社会的養育推進計画や第3次かつしか健康実現プランなど）																																																														
2	34	子ども・若者に係る困難に関する現状 (1) 学校生活に関わる現状	【葛飾区立小・中学校のいじめ認知件数の推移：平成30年度～令和4年度】 <table><thead><tr><th>年度</th><th>小学校 (件)</th><th>中学校 (件)</th><th>総数 (件)</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成30年度</td><td>74</td><td>69</td><td>143</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>682</td><td>160</td><td>842</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>472</td><td>154</td><td>626</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>520</td><td>140</td><td>660</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>680</td><td>174</td><td>854</td></tr></tbody></table> 出典：令和4年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	年度	小学校 (件)	中学校 (件)	総数 (件)	平成30年度	74	69	143	令和元年度	682	160	842	令和2年度	472	154	626	令和3年度	520	140	660	令和4年度	680	174	854	【葛飾区立小・中学校のいじめ認知件数の推移：令和元年度～令和5年度】 <table><thead><tr><th>年度</th><th>小学校 (件)</th><th>中学校 (件)</th><th>総数 (件)</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和元年度</td><td>682</td><td>160</td><td>842</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>472</td><td>154</td><td>626</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>520</td><td>140</td><td>660</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>680</td><td>174</td><td>854</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>792</td><td>166</td><td>958</td></tr></tbody></table> 出典：葛飾区教育委員会事務局からの情報提供により作成	年度	小学校 (件)	中学校 (件)	総数 (件)	令和元年度	682	160	842	令和2年度	472	154	626	令和3年度	520	140	660	令和4年度	680	174	854	令和5年度	792	166	958										
年度	小学校 (件)	中学校 (件)	総数 (件)																																																											
平成30年度	74	69	143																																																											
令和元年度	682	160	842																																																											
令和2年度	472	154	626																																																											
令和3年度	520	140	660																																																											
令和4年度	680	174	854																																																											
年度	小学校 (件)	中学校 (件)	総数 (件)																																																											
令和元年度	682	160	842																																																											
令和2年度	472	154	626																																																											
令和3年度	520	140	660																																																											
令和4年度	680	174	854																																																											
令和5年度	792	166	958																																																											

No	ページ	項目	変更前	変更後
3	35	子ども・若者に係る困難に関する現状 (1) 学校生活に関わる現状	不登校の状況 令和4年度における区立小・中学校における不登校児童・生徒は、小学校で482人、中学校で763人となっています。小学校・中学校ともに、平成30年度と比べると不登校の児童・生徒が増えています。 【葛飾区立小・中学校における不登校児数の推移：平成30年度～令和4年度】  出典：令和4年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	不登校の状況 令和5年度における区立小・中学校における不登校児童・生徒は、小学校で531人、中学校で807人となっています。小学校・中学校ともに、令和元年度と比べると不登校の児童・生徒が増えています。 【葛飾区立小・中学校における不登校児数の推移：令和元年度～令和5年度】  出典：葛飾区教育委員会事務局からの情報提供により作成

No	ページ	項目	変更前	変更後																																				
4	36	子ども・若者に係る困難に関する現状 (1) 学校生活に関わる現状	不登校出現率 令和4年度における区立小・中学校における不登校児童・生徒の出現率は、小学校で2.33%、中学校で8.73%です。平成30年度からの推移をみると、小・中学校ともに増加傾向にあり、特に中学校は令和3年度以降、大幅に増加しています。 【葛飾区立小・中学校における不登校児の出現率の推移：平成30年度～令和4年度】 <table><thead><tr><th>年度</th><th>小学校 (%)</th><th>中学校 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成30年度</td><td>0.63</td><td>4.62</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>0.73</td><td>4.55</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>0.95</td><td>5.02</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>1.54</td><td>7.38</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>2.33</td><td>8.73</td></tr></tbody></table> 出典：令和4年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	年度	小学校 (%)	中学校 (%)	平成30年度	0.63	4.62	令和元年度	0.73	4.55	令和2年度	0.95	5.02	令和3年度	1.54	7.38	令和4年度	2.33	8.73	不登校出現率 令和5年度における区立小・中学校における不登校児童・生徒の出現率は、小学校で2.60%、中学校で9.36%です。令和元年度からの推移をみると、小・中学校ともに増加傾向にあり、特に中学校は令和3年度以降、大幅に増加しています。 【葛飾区立小・中学校における不登校児の出現率の推移：令和元年度～令和5年度】 <table><thead><tr><th>年度</th><th>小学校 (%)</th><th>中学校 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和元年度</td><td>0.73</td><td>4.55</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>0.95</td><td>5.02</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>1.54</td><td>7.38</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>2.33</td><td>8.73</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>2.60</td><td>9.36</td></tr></tbody></table> 出典：葛飾区教育委員会事務局からの情報提供により作成	年度	小学校 (%)	中学校 (%)	令和元年度	0.73	4.55	令和2年度	0.95	5.02	令和3年度	1.54	7.38	令和4年度	2.33	8.73	令和5年度	2.60	9.36
年度	小学校 (%)	中学校 (%)																																						
平成30年度	0.63	4.62																																						
令和元年度	0.73	4.55																																						
令和2年度	0.95	5.02																																						
令和3年度	1.54	7.38																																						
令和4年度	2.33	8.73																																						
年度	小学校 (%)	中学校 (%)																																						
令和元年度	0.73	4.55																																						
令和2年度	0.95	5.02																																						
令和3年度	1.54	7.38																																						
令和4年度	2.33	8.73																																						
令和5年度	2.60	9.36																																						

No	ページ	項目	変更前	変更後																																																																																																																																																
5	57	子ども・若者に係る困難に関する現状 (6)心身の安定・安心に関わる現状	自殺者数 葛飾区における39歳以下の自殺者は令和元年以降、20人～30人程度で推移しています。 <table><tr><th></th><th>令和元年</th><th>令和2年</th><th>令和3年</th><th>令和4年</th><th>令和5年</th></tr><tr><td>20歳未満</td><td>5</td><td>2</td><td>5</td><td>3</td><td>1</td></tr><tr><td>20～29歳</td><td>13</td><td>9</td><td>10</td><td>16</td><td>11</td></tr><tr><td>30～39歳</td><td>8</td><td>8</td><td>12</td><td>11</td><td>17</td></tr><tr><td>40～49歳</td><td>15</td><td>16</td><td>12</td><td>13</td><td>24</td></tr><tr><td>50～59歳</td><td>23</td><td>12</td><td>16</td><td>22</td><td>15</td></tr><tr><td>60～69歳</td><td>11</td><td>17</td><td>6</td><td>10</td><td>14</td></tr><tr><td>70～79歳</td><td>17</td><td>17</td><td>11</td><td>10</td><td>9</td></tr><tr><td>80歳以上</td><td>13</td><td>9</td><td>5</td><td>4</td><td>12</td></tr><tr><td>不詳</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>39歳以下合計</td><td>26</td><td>19</td><td>27</td><td>30</td><td>29</td></tr><tr><td>総計</td><td>105</td><td>90</td><td>77</td><td>89</td><td>103</td></tr></table> 出典：「厚生労働省 自殺の統計」：地域における自殺の基礎資料」より作成		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	20歳未満	5	2	5	3	1	20～29歳	13	9	10	16	11	30～39歳	8	8	12	11	17	40～49歳	15	16	12	13	24	50～59歳	23	12	16	22	15	60～69歳	11	17	6	10	14	70～79歳	17	17	11	10	9	80歳以上	13	9	5	4	12	不詳	0	0	0	0	0	39歳以下合計	26	19	27	30	29	総計	105	90	77	89	103	自殺者数 葛飾区における39歳以下の自殺者は令和元年以降、約20人～30人程度で推移しています。 <table><tr><th></th><th>令和元年</th><th>令和2年</th><th>令和3年</th><th>令和4年</th><th>令和5年</th></tr><tr><td>20歳未満</td><td>5</td><td>2</td><td>5</td><td>3</td><td>1</td></tr><tr><td>20～29歳</td><td>13</td><td>9</td><td>10</td><td>16</td><td>11</td></tr><tr><td>30～39歳</td><td>8</td><td>8</td><td>12</td><td>11</td><td>17</td></tr><tr><td>40～49歳</td><td>15</td><td>15</td><td>12</td><td>12</td><td>24</td></tr><tr><td>50～59歳</td><td>23</td><td>12</td><td>16</td><td>21</td><td>14</td></tr><tr><td>60～69歳</td><td>11</td><td>17</td><td>6</td><td>10</td><td>13</td></tr><tr><td>70～79歳</td><td>17</td><td>17</td><td>11</td><td>10</td><td>9</td></tr><tr><td>80歳以上</td><td>13</td><td>9</td><td>5</td><td>4</td><td>12</td></tr><tr><td>不詳</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>39歳以下合計</td><td>26</td><td>19</td><td>27</td><td>30</td><td>29</td></tr><tr><td>総計</td><td>105</td><td>89</td><td>77</td><td>87</td><td>101</td></tr></table> 出典：「厚生労働省 自殺の統計」より作成		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	20歳未満	5	2	5	3	1	20～29歳	13	9	10	16	11	30～39歳	8	8	12	11	17	40～49歳	15	15	12	12	24	50～59歳	23	12	16	21	14	60～69歳	11	17	6	10	13	70～79歳	17	17	11	10	9	80歳以上	13	9	5	4	12	不詳	0	0	0	0	0	39歳以下合計	26	19	27	30	29	総計	105	89	77	87	101
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年																																																																																																																																															
20歳未満	5	2	5	3	1																																																																																																																																															
20～29歳	13	9	10	16	11																																																																																																																																															
30～39歳	8	8	12	11	17																																																																																																																																															
40～49歳	15	16	12	13	24																																																																																																																																															
50～59歳	23	12	16	22	15																																																																																																																																															
60～69歳	11	17	6	10	14																																																																																																																																															
70～79歳	17	17	11	10	9																																																																																																																																															
80歳以上	13	9	5	4	12																																																																																																																																															
不詳	0	0	0	0	0																																																																																																																																															
39歳以下合計	26	19	27	30	29																																																																																																																																															
総計	105	90	77	89	103																																																																																																																																															
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年																																																																																																																																															
20歳未満	5	2	5	3	1																																																																																																																																															
20～29歳	13	9	10	16	11																																																																																																																																															
30～39歳	8	8	12	11	17																																																																																																																																															
40～49歳	15	15	12	12	24																																																																																																																																															
50～59歳	23	12	16	21	14																																																																																																																																															
60～69歳	11	17	6	10	13																																																																																																																																															
70～79歳	17	17	11	10	9																																																																																																																																															
80歳以上	13	9	5	4	12																																																																																																																																															
不詳	0	0	0	0	0																																																																																																																																															
39歳以下合計	26	19	27	30	29																																																																																																																																															
総計	105	89	77	87	101																																																																																																																																															
6	78	基本方針1 施策① 課題	【プレコンセプションケアの推進】 <u>妊娠届者数の約2割は不妊治療を受けています。不妊は、やせや肥満、生活習慣病などが影響します。特に若い女性の低栄養ややせは増加傾向で、切迫早産や低出生体重児のリスクの原因やそれに伴う子どもたちの長期的な健康問題に影響することが懸念されています。</u> <u>また、晩婚化による生活習慣病や肥満は妊娠中の合併症や出生時に大きく影響を及ぼします。不妊の原因の半分は男性にもあることから、将来の不妊のリスクを減らすために健康な生活を送れる支援は男女ともに必要です。さらに、性や生殖に関する正確な知識が無いことで、望まない妊娠や性感染症の罹患などにつながる可能性があります。</u> <u>妊娠前の健康問題が、将来の妊娠出産の選択肢を奪うことが無いよう、より健康につながる行動を選択ができるための支援が、若い世代に求められています。「プレコンセプションケア」は、将来の妊娠を考えながら自分とパートナーが自分たちの生活や健康に向き合うことです。妊娠を望む人だけではなく、妊娠・出産・育児の選択をしない人も健康な生活を送れることを目指します。</u>	【プレコンセプションケア（妊娠前の健康づくり）の推進】 <u>妊娠届者数の約2割は不妊治療を受けています。不妊は、妊娠前からの生活習慣や病気などが影響します。特に、若い女性の低栄養ややせは増加傾向で、不妊だけでなく切迫早産や低出生体重児出産のリスクやそれに伴う子どもたちの長期的な健康問題への影響が懸念されています。</u> <u>また、肥満や喫煙、飲酒などは、男女ともに不妊のリスクを高め、胎児の発育にも影響します。性や生殖に関する知識や関心が乏しいと、望まない妊娠や性感染症の罹患につながる可能性もあります。</u> <u>妊娠前の健康問題が、将来の妊娠・出産の選択肢を奪うことが無いよう、若い世代が、より健康につながる行動を選択するための支援が求められています。</u> <u>「プレコンセプションケア」は、若い世代の男女の健康を増進し、より質の高い生活を送ること、より健全な妊娠・出産の機会を増やし、次世代の子どもたちをより健康にすることを目指します。</u>																																																																																																																																																

No	ページ	項目	変更前	変更後																														
7	79	「プレコンセプションケアの普及啓発」	事業名 プレコンセプションケアの普及啓発	事業名 プレコンセプションケア <u>（妊娠前の健康づくり）</u> の普及啓発																														
8	99	基本方針 1 施策⑤ 取組の方向性	□多様な世代に、子どもたちを支援する活動の魅力を発信し、新たな担い手を確保して、地域による運営基盤の強化を図るとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごせ、多様な体験や活動ができる魅力的な場所となるよう、活動プログラムの充実を図ります。	(削除)																														
9	107	「就学前教育の質向上の推進」	【取組の方向性】 <u>私立幼稚園、認定こども園の特色ある幼児教育の取組を支援するとともに、区内子育て施設へ好事例の横展開を行います。</u> <u>また、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践する幼稚園、保育所等を支援するほか、自園の取組の良さや課題発見、解決について、他園の保育者から意見や前向きなアドバイスをもらうなど、地域の子育て施設が相互に学び合いながら就学前教育の質向上を目指す取組を推進します。</u>	【取組の方向性】 <u>区内の教育・保育施設を対象に、日常の保育を他園の保育者に見学してもらう公開保育を実施し、前向きな意見やアドバイス等をも</u> <u>らう取組を支援することで、各園が相互に学び合いながら就学前教育の質の向上をめざす取組を推進します。</u> <u>また、各園の特色ある幼児教育の取組を支援し、好事例の横展開を図るほか、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動の実践を支援します。</u>																														
10	140	「生活困窮者自立支援事業」	<table><tr><td>2</td><td>生活困窮者就労準備支援事業</td><td></td><td>中期</td><td>くらしのまると相談課</td></tr><tr><td></td><td colspan="4">【事業概要】 直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成（日常生活に関する支援、社会自立に関する支援、就労自立に関する支援の3段階）を計画的かつ一貫して提供します。 【取組の方向性】 引き続き経済的に困窮している方の支援を実施しながら、相談者の状況に応じて「くらしのまると相談窓口」とも連携して経済的自立を促進していきます。</td></tr><tr><td>3</td><td>生活困窮者自立相談支援事業</td><td></td><td>中期</td><td>くらしのまると相談課</td></tr><tr><td></td><td colspan="4">【事業概要】 生活困窮者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行います。 また、一人一人の状況に応じ自立に向けた支援計画を作成し、関係機関への同行訪問や就労支援などを行います。 【取組の方向性】 引き続き経済的に困窮している方の支援を実施しながら、相談者の状況に応じて「くらしのまると相談窓口」とも連携して経済的自立を促進していきます。</td></tr></table>	2	生活困窮者就労準備支援事業		中期	くらしのまると相談課		【事業概要】 直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成（日常生活に関する支援、社会自立に関する支援、就労自立に関する支援の3段階）を計画的かつ一貫して提供します。 【取組の方向性】 引き続き経済的に困窮している方の支援を実施しながら、相談者の状況に応じて「くらしのまると相談窓口」とも連携して経済的自立を促進していきます。				3	生活困窮者自立相談支援事業		中期	くらしのまると相談課		【事業概要】 生活困窮者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行います。 また、一人一人の状況に応じ自立に向けた支援計画を作成し、関係機関への同行訪問や就労支援などを行います。 【取組の方向性】 引き続き経済的に困窮している方の支援を実施しながら、相談者の状況に応じて「くらしのまると相談窓口」とも連携して経済的自立を促進していきます。				<table><tr><td>2</td><td>生活困窮者自立支援事業</td><td></td><td>中期</td><td>くらしのまると相談課</td></tr><tr><td></td><td colspan="4">【事業概要】 就労の状況、心身の状況等により、経済的に困窮している若者等の状況に応じて、アウトリーチ（訪問支援）の積極的な活用を含め、相談に乗り、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整、住居確保給付金の支給等を行うことで、自立の促進を図ります。 【取組の方向性】 引き続き経済的に困窮している若者等に対し、自立相談支援窓口にて自立相談や就労準備・家計改善に向けた支援を行うほか、住居確保給付金の支給といった様々な支援を実施しながら、相談者の状況に応じて「くらしのまると相談窓口」とも連携して経済的自立を促進していきます。</td></tr></table>	2	生活困窮者自立支援事業		中期	くらしのまると相談課		【事業概要】 就労の状況、心身の状況等により、経済的に困窮している若者等の状況に応じて、アウトリーチ（訪問支援）の積極的な活用を含め、相談に乗り、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整、住居確保給付金の支給等を行うことで、自立の促進を図ります。 【取組の方向性】 引き続き経済的に困窮している若者等に対し、自立相談支援窓口にて自立相談や就労準備・家計改善に向けた支援を行うほか、住居確保給付金の支給といった様々な支援を実施しながら、相談者の状況に応じて「くらしのまると相談窓口」とも連携して経済的自立を促進していきます。			
2	生活困窮者就労準備支援事業		中期	くらしのまると相談課																														
	【事業概要】 直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成（日常生活に関する支援、社会自立に関する支援、就労自立に関する支援の3段階）を計画的かつ一貫して提供します。 【取組の方向性】 引き続き経済的に困窮している方の支援を実施しながら、相談者の状況に応じて「くらしのまると相談窓口」とも連携して経済的自立を促進していきます。																																	
3	生活困窮者自立相談支援事業		中期	くらしのまると相談課																														
	【事業概要】 生活困窮者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行います。 また、一人一人の状況に応じ自立に向けた支援計画を作成し、関係機関への同行訪問や就労支援などを行います。 【取組の方向性】 引き続き経済的に困窮している方の支援を実施しながら、相談者の状況に応じて「くらしのまると相談窓口」とも連携して経済的自立を促進していきます。																																	
2	生活困窮者自立支援事業		中期	くらしのまると相談課																														
	【事業概要】 就労の状況、心身の状況等により、経済的に困窮している若者等の状況に応じて、アウトリーチ（訪問支援）の積極的な活用を含め、相談に乗り、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整、住居確保給付金の支給等を行うことで、自立の促進を図ります。 【取組の方向性】 引き続き経済的に困窮している若者等に対し、自立相談支援窓口にて自立相談や就労準備・家計改善に向けた支援を行うほか、住居確保給付金の支給といった様々な支援を実施しながら、相談者の状況に応じて「くらしのまると相談窓口」とも連携して経済的自立を促進していきます。																																	

No	ページ	項目	変更前	変更後
11	149	「公園再生事業」	12 公園のバリアフリー化 公園課 【事業概要】 公園を整備する際には、ベビーキープ（乳幼児専用いす）等を常設した「バリアフリースイート」の設置や出入口部のスロープの設置などバリアフリー化を行います。 また、障害のある子やない子も一緒になって遊ぶことのできるインクルーシブ遊具の導入についても検討します。 【取組の方向性】 引き続き、公園整備等に合わせて、バリアフリー化を行うとともに、障害の有無に関わらず、誰もが安全に遊べるインクルーシブ遊具の導入についても検討します。	12 公園再生事業 公園課 【事業概要】 高齢者、障害者等の移動円滑化の促進、子どもを犯罪や事故から守る安全・安心への配慮、幼児から高齢者まで幅広い世代のニーズに応えられる快適な地域環境を創出するため、公園機能の見直しを図るとともに、誰もが安全、安心、快適に公園を利用できるように、既存の公園施設のバリアフリー化や、老朽化した施設の更新を計画的に実施します。 【取組の方向性】 公園再生の整備に当たっては、施設のバリアフリー化を行うとともに、犯罪抑止効果を目的とした見直しを良くする施設の配置検討、安全基準に適合した遊具施設等の更新などを行います。
12	155	「妊婦支援給付金給付事業」	【事業概要】 <u>妊娠中や出産後における支援の充実を図るため、妊娠届出時と出生届出後に保健師等の専門職による面談を受けた妊婦や子育て世帯に対し、出産・子育て応援ギフトを給付します。</u> 【取組の方向性】 <u>伴走型相談支援</u>と経済的支援とを一体的に実施することにより、<u>妊婦や子育て世帯へ</u>の切れ目ない支援体制を整備します。	【事業概要】 <u>妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、妊婦に対し、妊婦支援給付金（妊婦であることの申請後に5万円、胎児の数の届出後に胎児1人当たり5万円）を支給します。</u> 【取組の方向性】 <u>妊婦等包括相談支援</u>と経済的支援とを一体的に実施することにより、<u>妊娠期からの</u>切れ目ない支援体制を整備します。
13	155	「ベビーカー購入等費用助成事業」	【事業概要】 3歳未満の<u>多胎児</u>を養育する家庭に対し<u>多胎児用ベビーカー</u>の購入・レンタル費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、外出<u>支援を行います。</u> 【取組の方向性】 <u>多胎児用ベビーカー</u>の購入等費用を助成することにより、<u>外出の不自由さを抱えやすい多胎児を養育する家庭</u>の外出促進を図ります。	【事業概要】 3歳未満の<u>子ども</u>を養育する家庭に対し<u>ベビーカーや抱っこ（おんぶ）紐、ベビースリング、ヒップシート</u>の購入・レンタル費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、外出<u>を促進します。</u> 【取組の方向性】 <u>ベビーカーや抱っこ（おんぶ）紐、ベビースリング、ヒップシート</u>の購入等費用を助成することにより、<u>子育て家庭の負担の軽減や</u>外出促進を図ります。
14	157	「移動教室費等の無償化」	【事業概要】 区立中学校に通う中学2年生を対象にした移動教室や区立小学校に通う小学5・6年生を対象にした臨海学校・林間学校に<u>かかる</u>保護者負担額を無償とすることで、子育て<u>家庭</u>の経済的負担を軽減します。	【事業概要】 区立中学校に通う中学2年生を対象にした移動教室や区立小学校に通う小学5・6年生を対象にした臨海学校・林間学校に<u>係る</u>保護者負担額を無償とすることで、子育て<u>に係る</u>経済的負担を軽減し、<u>ゆとりをもって子育てできる環境を整え</u>ます。

No	ページ	項目	変更前	変更後										
15	158	「修学旅行費無償化」	事業名 修学旅行費無償化	事業名 修学旅行費 の 無償化										
16	158	「修学旅行費の無償化」	【事業概要】 区立中学校に通う中学３年生を対象に、<u>修学旅行にかかる費用を全額補助（上限８万円）</u>することで、子育てに<u>かかる</u>経済的負担を軽減し、ゆとりをもって子育てできる環境を整えます。 【取組の方向性】 事業の趣旨を踏まえた上で、修学旅行費無償化を実施します。	【事業概要】 区立中学校に通う中学３年生を対象に<u>した</u>修学旅行に<u>係る保護者負担額を無償と</u>することで、子育てに<u>係る</u>経済的負担を軽減し、ゆとりをもって子育てできる環境を整えます。 【取組の方向性】 事業の趣旨を踏まえた上で、修学旅行費の無償化を実施します。										
17	158	「一部副教材費等の無償化」	【事業概要】 区立小学校又は区立中学校で<u>共通して</u>使用している<u>テストや実験教材費等</u>に<u>かかる</u>保護者負担額を無償とすることで、子育て<u>家庭の</u>経済的負担を軽減します。 【取組の方向性】 事業の趣旨を踏まえた上で、副教材費の無償化を実施します。	【事業概要】 区立小学校又は区立中学校で使用している<u>ドリルやテスト等</u>に係る保護者負担額を無償とすることで、子育て<u>に係る</u>経済的負担を軽減し、<u>ゆとりをもって子育てできる環境を整え</u>ます。 【取組の方向性】 事業の趣旨を踏まえた上で、<u>一部</u>副教材費<u>等</u>の無償化を実施します。										
18	160	「生活困窮者自立支援事業」	<table border="1"> <tr> <td>1</td><td>生活困窮者家計改善支援事業</td><td></td><td>中期</td><td>くらしのまるごと相談課</td></tr> <tr> <td></td><td colspan="4"> 【事業概要】 家計に問題のある生活困窮者からの相談に応じ、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、滞納の解消や各種給付金制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、貸付のあっせんを家計支援計画に基づき総合的に実施します。 【取組の方向性】 引き続き経済的に困窮している方の支援を実施しながら、相談者の状況に応じて「くらしのまるごと相談窓口」とも連携して経済的自立を促進していきます。 </td></tr> </table>	1	生活困窮者家計改善支援事業		中期	くらしのまるごと相談課		【事業概要】 家計に問題のある生活困窮者からの相談に応じ、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、滞納の解消や各種給付金制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、貸付のあっせんを家計支援計画に基づき総合的に実施します。 【取組の方向性】 引き続き経済的に困窮している方の支援を実施しながら、相談者の状況に応じて「くらしのまるごと相談窓口」とも連携して経済的自立を促進していきます。				(削除)
1	生活困窮者家計改善支援事業		中期	くらしのまるごと相談課										
	【事業概要】 家計に問題のある生活困窮者からの相談に応じ、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、滞納の解消や各種給付金制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、貸付のあっせんを家計支援計画に基づき総合的に実施します。 【取組の方向性】 引き続き経済的に困窮している方の支援を実施しながら、相談者の状況に応じて「くらしのまるごと相談窓口」とも連携して経済的自立を促進していきます。													
19	164	基本方針３施策④ 取組の方向性	□ひとり親家庭が抱える<u>問題や課題</u>に早期かつ適切に対応するために、相談体制の強化を図ります。<u>障害のある方や外国籍の方などの支援が必要なひとり親家庭に対しても、地域で孤立せず、子育てや自立に向けた取組ができるように支援を行います。</u>	□ひとり親家庭が抱える課題に早期かつ適切に対応するために、相談体制の強化を図ります。<u>全ての対象世帯に対して、積極的に事業の周知を行い、事業の認知度の向上に努めるとともに、着実に事業を実施します。また、障害のある方や外国籍の方など細やかな支援が必要なひとり親家庭に対しても、地域で孤立せず、子育てや自立に向けた取組ができるように支援を行います。</u>										

No	ページ	項目	変更前	変更後
20	180	基本方針 4 施策③ 取組の方向性	(追加)	<u>子どもたちを事故や犯罪から守るなど、地域の自主防犯活動の維持・活性化に向け、地域の状況に応じた防犯カメラ設置支援などの取組を進めます。</u>
21	182	「地域安全活動支援事業（安全・安心情報メール）」	地域安全活動支援事業 <u>（安全・安心情報メール）</u>	地域安全活動支援事業
22	182	「地域安全活動支援事業」	【事業概要】 <u>区内で発生した犯罪情報、子どもの安全を脅かす不審者目撃情報、大規模な災害の情報、また、犯罪の被害に遭わないための防犯お役立ち情報を、あらかじめ登録していただいた区民の携帯電話やパソコンへ、メールにより配信します。</u> 【取組の方向性】 <u>安全・安心情報メールから得られる情報によって、より多くの子どもを犯罪や事故、災害から守り、安心して子育てができるようにするため、今後も、様々な機会をとらえて、登録者の拡大に努めます。</u>	【事業概要】 <u>犯罪や事故の発生を減らし子ども・若者等の安全を守るため、警察署、地域団体、関係団体との連携を図りながら、子ども・若者等や地域への啓発・情報提供、各種犯罪の被害防止、地域で行われる自主活動や防犯設備の整備に対する支援などを推進し、安全・安心な地域社会の形成を目指します。</u> 【取組の方向性】 <u>地域の自主的防犯活動の維持・活性化に向け、地域の状況に応じた防犯カメラの設置への支援や安全・安心情報メールによる犯罪・不審者情報の配信などにより、地域の防犯力向上を図ります。</u> <u>また、関係機関と連携を図りながら、自転車の盗難防止対策や特殊詐欺被害の防止対策を推進します。</u>
23	187	基本方針 5 施策① 課題	(追加)	【地域の力による基盤強化】 「わくわくチャレンジ広場」では、平日の放課後について、コロナ禍前と同様の週 5 日の実施を目指しており、児童指導サポーターの人数は増えつつありますが、全ての学校で週 5 日実施には至っていません。 そのため、新たな人材の確保や若年層の担い手育成に取り組み、全ての学校で週 5 日の実施を目指すとともに、対象学年の拡大や参加学年の制限を解消するなど、持続可能な運営基盤を築く必要があります。
24	188	基本方針 5 施策① 取組の方向性	(追加)	□多様な世代に、SNSなどを活用して子どもたちを支援する活動の魅力を発信し、新たな担い手を確保して、地域による運営基盤の強化を図るとともに、わくわくチャレンジ広場の対象学年や実施日時の拡大などを図ります。

No	ページ	項目	変更前	変更後
25	198	基本方針 5 施策② 課題	(追加)	<u>【地域の様々な居場所】 家庭や学校以外にも、子どものニーズに応じたパブリックスペースを整備するとともに、子どもの不安や課題に寄り添った支援を提供する必要があります。</u>
26	198	基本方針 5 施策② 取組の方向性	□子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせるよう、学校敷地内の学童保育クラブの整備やわくわくチャレンジ広場の対象学年や実施日時の拡大 <u>を図ります。</u>	□子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせるよう、学校敷地内の学童保育クラブの整備やわくわくチャレンジ広場の対象学年や実施日時の拡大 <u>などのほか、地域に身近な公園などの整備を行います。</u>
27	198	基本方針 5 施策② 取組の方向性	(追加)	<u>□家庭や学校以外の居場所として、子どもが遊んだりくつろいだり、年齢の異なる子ども同士と一緒に過ごせる環境として、子ども未来プラザを整備・運営していきます。また、居場所の提供とともに、子どもが抱える不安や課題を早期に発見し、必要に応じて関係機関に橋渡しをするなど、地域の子育て支援の拠点施設としての役割を担っていきます。</u>